

# 東電福島第一原発の緊急作業に労働者を従事させる (その労働者を放射線業務に従事させる) 事業主の皆様へ 被ばく線量などの記録を提出してください

東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所の事故収束のための緊急作業に従事し、または従事した労働者の方に対して、離職後も含めた長期的な健康管理が必要です。このため、厚生労働省では、平成23年10月11日に電離放射線障害防止規則を改正し、これらの労働者を使用する事業主の方に、被ばく線量などの記録をご提出いただくことを義務付けました。

## 改正の概要

東日本大震災によって生じた事態に対応するため、平成23年3月11日以降、東電福島第一原発における緊急作業★<sub>1</sub>に労働者を従事させている(させたことのある)事業主の方や、その緊急作業に従事したことのある労働者をその後放射線業務に従事させている事業主の方に、

①健康診断の個人票の写し★<sub>2</sub>、②被ばく線量などの記録★<sub>3</sub>の提出★<sub>4,5</sub>を義務付けることにしました。

- ★<sub>1</sub> 平成23年厚生労働省告示第402号(平成23年10月11日)により、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震により電離放射線障害防止規則第42条第1項に該当する事故が発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において、平成23年3月11日以後に行う同令第7条第1項に規定する緊急作業」とされています。
- ★<sub>2</sub> 健康診断の都度、遅滞なく提出することとしています(平成23年10月11日より前に実施された健康診断については、平成23年11月30日までに提出することとされています)。
- ★<sub>3</sub> ★<sub>1</sub>にあたる緊急作業については毎月末日、それ以外の放射線業務については3月ごとの月の末日までに提出することとされています(平成23年10月11日より前に従事していた労働者については、平成23年10月31日までに提出することとされています)。
- ★<sub>4</sub> 提出先は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課です。
- ★<sub>5</sub> 報告は、可能な限り電子データにより行ってください。

### ●電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)

(指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出)

- 第59条の2 事業者は、厚生労働大臣が指定する緊急作業(以下この条及び様式第3号において「指定緊急作業」という。)に従事し、又は従事したことのある労働者(様式第3号において「指定緊急作業従事者等」という。)について、当該労働者が指定緊急作業又は放射線業務に従事する期間(当該労働者が法第66条第4項の規定による指示に基づく健康診断を受けることとされている場合には、当該健康診断を実施すべきとされた期間を含む。)に受けた健康診断に係る次の各号に掲げる当該健康診断の結果の記録を作成したときは、遅滞なく、その写し(当該記録が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものをいう。)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 安衛則第51条に規定する健康診断個人票(安衛則第44条第1項及び第45条第1項の健康診断並びに法第66条第4項の規定による指示を受けて行つた健康診断の結果の記録に限る。)(安衛則様式第5号)
  - 二 第57条に規定する電離放射線健康診断個人票(様式第1号)
- 2 事業者は、次の各号に掲げる労働者の区分に応じ、第8条第3項又は第5項の規定による測定又は計算の結果に基づき、第9条第2項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定された当該労働者の線量及び第45条第1項の規定による記録その他の必要事項を記載した線量等管理実施状況報告書(様式第3号)を作成し、当該各号に定める日に、書面又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)に係る記録媒体により厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 指定緊急作業に従事する労働者 毎月末日(当該労働者が指定緊急作業に従事する間に限る。)
  - 二 放射線業務(指定緊急作業を除く。)に従事する労働者 3月ごとの月の末日(当該労働者が放射線業務(指定緊急作業を除く。)に従事する間に限る。)

# 被ばく線量などの記録については、「指定緊急作業従事者等に係る線量等管理実施状況報告書」（様式3号）により提出することとされています。

外国人の場合、「氏名」の欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記載するとともに、「住所」の欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること

「個人番号」の欄は、事業者が指定緊急作業従事者等の線量等の管理を行うため、これらの者に対し、個人を識別するために番号を付与した場合に記入すること

様式第3号(第59条の2関係)

## 指定緊急作業従事者等に係る線量等管理実施状況報告書

フリガナ		生年月日	年 月 日	個人番号
氏名		性別	男 ・ 女	指定緊急作業従事以前の累積被ばく線量
住所		電話 ( )		
指定緊急作業時の所属事業場の名称				
指定緊急作業時の所属事業場の所在地		電話 ( )		
現在の所属事業場の名称				
現在の所属事業場の所在地		電話 ( )		
対象期間	年 月 分	通常・指定緊急作業の区別	通常 ・ 指定緊急	
対象月分 累積線量	外部被ばく実効線量	(mSv)	作業の場所	
	目の水晶体の等価線量	(mSv)		
	皮膚の等価線量	(mSv)		
内部被ばく測定結果	預託線量	(mSv)	作業の内容	
	測定日			
	撮取日			
	主要核種ごとの測定値	核種		
		核種	測定値 (Bq)	
		核種	測定値 (Bq)	

「住所」、「緊急作業時の所属事業場の名称」、「緊急作業時の所属事業場の所在地」、「現在の所属事業場の名称」及び「現在の所属事業場の所在地」の欄は、前回の報告から変更があった場合に記入すること

「対象期間」の欄は、指定緊急作業従事者等が、  
 (1) 指定緊急作業に従事する間は、1か月分を対象期間とすること(提出は、当該対象期間とする月の翌月末日)  
 (2) 放射線業務(緊急作業を除く。)に従事する間は、3か月分を対象期間とし、「月分」の欄に、その期間が分かるよう記入すること(提出は、当該対象期間の満了の月の翌月末日)

外部被ばくの実効線量の日々の値を把握している場合には、報告対象月分の日ごとの被ばく線量について、測定開始日時、測定終了日時及びその間の実効線量の一覧を添付すること

「作業の場所」及び「作業の内容」は指定緊急作業の場合のみ記入すること

※ 記載内容の詳細については、平成23年10月11日付け基発1011第1号「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行について」もご確認ください。(厚生労働省ホームページ「所管の法令」で検索できます。)

## 提出先は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課です。

ご不明な点などがございましたら、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。